

令和7・8年度入札参加資格審査について（建設工事）

令和7年度に実施する格付けについて、四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱を下記のとおり改正することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 改正概要

評点算定基準の追加

4 格付け等級の決定方法

(6) 障害福祉サービス事業所等からの調達実績評定

過去2年間において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく市内の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設と次に掲げる契約を締結した実績を有している場合は、入札参加資格審査申請において提出のあった実績調書に基づき、それぞれ次に定める点数を評点として加算する。

- ア 役務の提供を受ける契約（10万円以上のものに限る。） 15点
イ 物品の購入契約（10万円以上のものに限る。） 15点

2. 適用関係

令和7年度及び令和8年度の建設工事入札参加資格審査申請及び格付けから適用します。

【留意点】

- ・令和6年12月に予定する競争入札参加資格申請に関し、改正内容（格付け実施基準（評点算定基準の追加））をお知らせするものです。
 - ・申請方法の詳細は、令和6年11月末頃に公表予定の提出要領でご確認下さい。
 - ・今回追加の項目は、入札参加資格審査申請時点で証明を受けている場合に評価の対象となります。
 - ・役務の提供とは、土木工事、加工、修繕、清掃、クリーニング、運送、通信、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述など、サービスと考えられるものすべてについて対象とします。
- ・四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱（改正後）
 - ・四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部を改正する告示
 - ・対象事業所一覧（R6.1.23時点）

※取扱品目の詳細については、

共同受注窓口（障害福祉サービス事業所 ゆうゆう 担当 藤原）

TEL：0896-24-4006 メール：yu-yu2004@royal.ocn.ne.jpまでお問合せください。